

# 多様な主体による協働のまちづくり推進指針

～対話と協働で支え合う地域を目指して～

(案)

令和6年〇月

与謝野町

# 目 次

1. はじめに.....	1
2. 「協働のまちづくり」の基本的な考え方.....	3
(1) 協働の背景.....	3
(2) 協働の定義.....	4
(3) 「協働」により目指すまち.....	4
(4) 「協働」のみんなの決めごと.....	7
(5) 「協働」の進め方.....	8
3. 「多様な主体による協働のまちづくり」を推進するための方向性.....	9
(1) 対話から地域課題を共有し、協働の気運を高める 【みんな】 .....	9
(2) 連携による地域課題の解決に向けた取組を推進する 【みんな】 .....	9
(3) 地域課題の解決に向けた取組を伴走支援する 【行政】 .....	9
4. 「協働のまちづくり指針」の見直しについて.....	11
【参考資料】 .....	12

## 1. はじめに

---

本指針では「協働」が重要な言葉になりますが、皆さんが思い描く「協働」とはどのようなものがあるでしょうか。辞書によると「協働」とは「同じ目的のために、対等の立場で協力して共に働くこと」とされています。馴染みが薄い言葉かもしれませんが、「協働」の考え方や方法は私たちの暮らしの様々な場面で目にすることができます。



キッズステーション



地域とNPO法人による阿蘇海の牡蠣殻回収



予約型乗合交通



各地域での祭り

これらの取組みは「協働」の一つの形ですが、隣近所や地域内の町民同士の身近な「助け合い、支え合い」の活動が最も基本的な「協働」の形です。

自分たちの住むまちのことを誰かに任せてしまうのではなく、「自分たちの地域（まち）は、自分たちでつくる」という思いで、様々な人々が話し合いながら、住み慣れた地域（まち）で暮らし続けるための課題解決などに取り組むことこそ、私たちが目指す「多様な主体による協働のまちづくり」の姿です。

本町では、第2次与謝野町総合計画に掲げるまちの未来像「人・自然・伝統 与謝野で織りなす新たな未来」の実現に向けて7つの分野と重点プロジェクトに取り組むこととしており、「多様な主体による協働のまちづくり」は、地域協働・行財政運営分野「住民が主人公となるまち」に掲げる施策の一つです。

本指針は、自治会の皆様方をはじめ、町民の皆様との「対話の場」を通して取りまとめたもので、「多様な主体による協働のまちづくり」に関する一定のルールや考え方を示しています。協働に取り組む上での方向性を示す羅針盤として、町民と行政がお互いに共有する手引きとして策定しました。



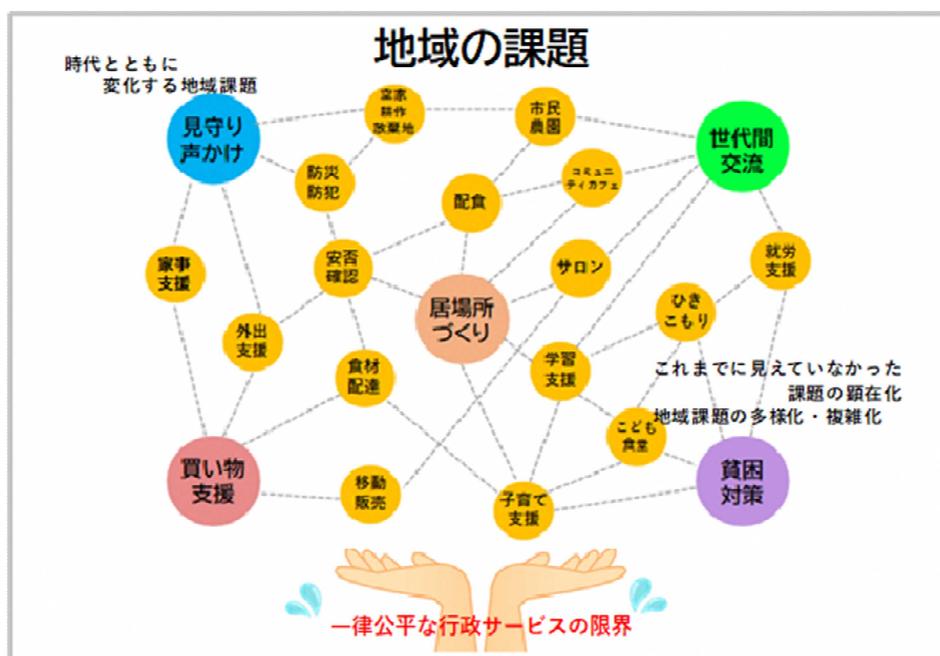
## 2. 「協働のまちづくり」の基本的な考え方

### (1) 協働の背景

これまで私たちは、家族や隣近所、あるいは自治会などの多様なコミュニティが関わることで身近な困りごとや問題を解決してきましたが、進行する人口減少・少子高齢化、多様化する家族構成や働き方等により、今までのように家族内で、あるいは隣近所で、自治会の中で解決することが難しくなりつつあります。

また、個人の価値観や生活様式の多様化も進む中、人間関係の希薄化と地域コミュニティ意識の衰退も進み、自治会活動<sup>(※1)</sup>の維持・継続や地域防災・防犯への将来的な不安、空き家・空き地の増加などによる地域環境の変化といった地域課題のほか、「高齢世帯や認知症高齢者の増加」、「孤独・孤立」といった地域の実態も顕在化してきました。

これらの複雑・多様化した地域課題や町民ニーズへの対応には高度な専門性が求められ、限りある行政資源（財政や職員など）と一律公平な行政サービスの提供では、その解決や対応が困難な状況も出てきています。（図1）



(図1) さまざまな地域の課題

このような社会状況からも、多様な主体による「助け合い、支え合う」関係やつながりの必要性が論じられるようになってきました。

(※1) これまでの地域の清掃などの環境整備や地域防災を始めとする地域を守る活動、祭りなどの伝統文化を守る活動は、自治会（区）が中心となり実施されてきています。そのため自治活動や自治会活動という言葉が一般的に使われていますが、本指針においては「地域活動」に整理するとともに自治会（区）が主体となって取り組む活動・運営を「自治会活動・自治会運営」とします。

## (2) 協働の定義

「助け合い、支え合う」最も基本的な形として、町民同士が協力して地域の生活環境の維持や地域の安心・安全を守る隣組や自治会があります。また、全国的には地域活動団体（任意団体やNPO 法人<sup>(※2)</sup> など）や企業など様々な主体が公共的な領域を担うケースも増えています。

このような状況も踏まえて、本指針では、本町が目指す「協働」を「多様な主体が対等・平等な立場で、自分たちのまちの将来や地域の課題等について、ともに考え、学び、行動する、そして協力して取り組む。」こと（図2）とし、「新たな組織を形成して取り組む形にこだわらず、補完・協力しながら動く」ことと定めます。また、地域課題等の解決に向けた活動やコミュニティの形成をはじめとする住みやすい地域に創り上げるために行動することを「地域活動」とします。

本指針で示す「多様な主体」とは、与謝野町在住者だけでなく、通学・通勤者、町職員のほか、与謝野町に関わる全ての方、また行政機関や自治会、地区公民館、地域活動団体、学校、事業者、福祉団体、農業者団体なども含むものとします。



(図2) 多様な主体が補完・協力し合う協働

## (3) 「協働」により目指すまち

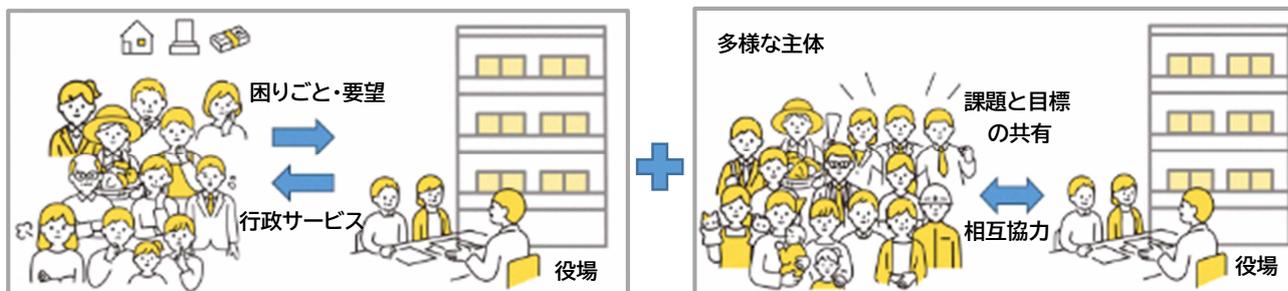
地方分権<sup>(※3)</sup>の進展により、国が何でも決めるのではなく、それぞれの地域の実情に合った取り組みを進めることができるようになりました。様々な地域資源を効果的に活用し、町民が住み心地のよさを実感できるまちづくりを進めていくためには、「行政による公共サービスの提供」に「多様な主体が得意分野で公共的なサービスを担う」という考え方もプラスして、本町に関わる一人ひとりが地域のことを「自分ごと<sup>(※4)</sup>」として考え、ともに知恵を出し合い、地域の実情に合ったきめ細やかな取り組みを推進していくことが大切です。(図3)

(※2) NPO とは：nonprofit organization（非営利組織）の略であり、営利を目的としない団体の総称。そのうち、特定非営利活動促進法に基づき付与される法人格を有する組織を NPO 法人という。

(※3) 地方分権改革のこと。地方分権改革とは、住民に身近な行政は、できる限り地方公共団体が担い、その自主性を発揮するとともに、地域住民が地方行政に参画し、協働していくことを目指す改革のこと。

(※4) 本指針において「自分ごと」とは、自分に関係のある、自分にとって大事なことであると捉えること。

「協働」によるまちづくりは、行政の経費削減のためであったり、行政の仕事を地域に任せたりするものではありません。「住み心地のよい地域(まち)にしていくためにはどうしたらよいか」、「そのためにはどうすべきか」、「みんなで考えて実践していく」といった、みんなで課題と目標を共有し、相互に協力して、より効果的に進めることを目的としています。



(図3) 町民と役場の関係

### ～ 一体感の醸成と地域ごとの特色 ～

与謝野町誕生以降、地域均衡な発展を目指す行政サービスの提供により町の一体感の醸成を図ってきました。他方、各旧町(加悦町・岩滝町・野田川町)の歴史や文化、地域活動、自治会組織の形は様々であり、地域の状況や地域課題は一律ではありません。

複雑・多様化する地域課題に対しては、画一的な「協働」を町全体で推進するものではなく、それぞれの地域の実情に合わせて推進していくことが重要です。

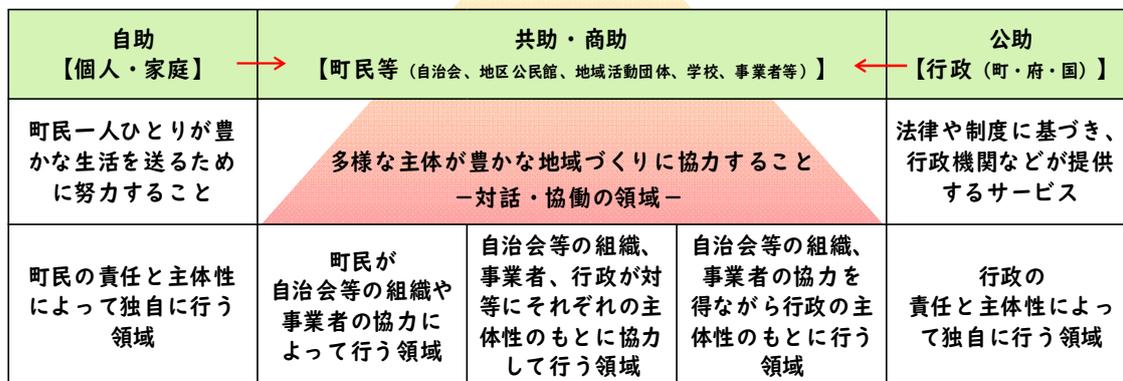
### ～ 対話と協働という「手法」を上手に活用 ～

町民と町民、町民と行政が相互に協力し合う部分(共助)に「協働」という「手法」を用いて効果的な地域(まち)づくりを進めることが目的であり、多様な主体による「対話」と「協働」を掛け合わせ、ともに考え、学び、行動する、そして、協力して取り組むことが重要となります。

### ～ 自助・共助・商助・公助による協働 ～

本町ではこれまでから「自助」「共助」「商助」「公助」による協働のまちづくり(図4)を掲げ、与謝野町流のまちづくりを推進してきました。事業者が環境・福祉・教育など様々な分野での地域貢献を表す「商助」は本町における協働の特徴の一つです。与謝野町中小企業振興基本条例第6条では町内事業者の役割及び努力として、「地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、暮らしやすい地域社会に貢献するよう努める」ことが記載されており、事業者も協働のまちづくりを推進していく地域の一員として取り組まれています。

町民の幸せや豊かさ、  
よりよい暮らしの実現



共助・商助に「対話・協働」という「手法」を用いて地域課題（地域の困りごとや地域の守りたいもの・大切にしたいもの）に取り組む

（図4）自助・共助・商助・公助と協働の領域

このように、地域でできることは地域の自主性や主体性に基づいて取り組み、民間の活力や創意工夫を活かした方がより効果的に取り組めるものは地域活動団体や事業者などの民間に任せ、法の義務付けがあるものなど行政が担うべき分野は、行政がしっかりと取り組む。また、町民と行政がお互いに補完・協力し合いながら進めた方がよいものは、それぞれの強みを活かした協力・連携・協働によって取り組む。そのような「助け合い、支え合う」新しいまちづくりの仕組みをつくっていく必要があります。

住み慣れた地域が「いつまでも暮らしやすく、これからも住み続けたい」とみんなが感じられる地域社会を目指して、「誰かがやっている」地域（まち）づくりから「わたし（たち）にもできる」地域（まち）づくりへ。一人ひとりの「志」や「能力」を引き出し・つないで協働するパートナーシップ<sup>(※5)</sup>で『住民が主人公となるまち』を目指しましょう。

■「協働のまちづくり」を進めることで得られる効果■

- きめ細かなサービスが実現し、より住み心地のよいまちになる
- 地域のことを地域のみんなで考える意識・つながりが強くなる
- 多様な町民ニーズにこたえることができる
- より効率的・効果的な行政経営が実施できる
- 地域の実情に合った個性的な地域づくりが実現できる



(※5) 本指針において「パートナーシップ」とは、まちづくりを担う多様な主体が、対等な立場で協力・連携し、役割や責任を自覚することを通じて築いていく相互の信頼関係。

#### (4)「協働」のみんなの決めごと

協働のまちづくりを推進していく上での「みんなの決めごと」を定め、協働に取り組む際の大切な考え方とします。

##### ① 協働の理念を育てよう

町民等と行政は、自治・地域活動等における協働の必要性への理解深化を促すとともに、誰でも活動に参加できる仕組みづくりに努め、「みんなでもっといい町にしていこう」という意識や地域への愛着を育みます。

##### ② より開かれた情報交換をしよう

協働の基盤として、情報公開と情報共有が不可欠です。

町民等は、町民等自らが持つ地域資源の情報を開示します。行政は、施策の企画立案や事業実施段階においてできる限り町民参加・参画を促し、開かれた行政経営を行います。

##### ③ 相互理解を深めよう

町民等と行政は、お互いの強みや得意分野の違いを認識し、相互理解に努めるとともに、対等の立場で協力し合い、苦手な分野は助け合うなど、それぞれが自覚と責任を持って、自主的・主体的に協働に取り組み、相互の信頼関係を築きます。

##### ④ 多様な主体と学び合い、つながろう

町民等と行政は、自分が住んでいる地域はもちろん、町内外の各地域における地域活動に関する様々な情報を分かち合い、学び合い、つながり合える場をつくります。

##### ⑤ 地域活動を振り返ろう

町民等と行政は、協働の活動内容やその成果を評価検証し、反省点や改善点を活かして取り組みます。

## (5)「協働」の進め方

協働のまちづくりの進め方は次のとおりです。

1

### 地域課題の気づきと共有

- ・ 課題に気づき、その課題を明らかにして共有

2

### 施策提案や企画段階の協働

- ・ 多様な主体が持つ知識や技能、情報を出し合って事業を企画
- 新たな施策の立案・企画にあたっては町民の柔軟な発想が活かされることが大切です。従来のように行政の提案に対して町民が意見を述べる形の町民参加だけでなく、町民と行政が問題把握の段階から対話し施策を考え、事業の企画を行う参画が求められます。

3

### 役割分担と責任の確認（体制づくり）

- ・ 目標を定め、役割分担、費用や責任の所在を明らかにして実施体制をつくる

4

### 事業実施における協働（参加・参画）

- ・ それぞれの特性や長所を活かし、効果的な方法で事業を実施
- 事業実施段階では様々な形の協働が考えられます。町民だけ、行政だけでそれぞれ事業を行うよりも協働で実施した方がより効果的・効率的だと考えられる事業については、一体的に取り組むことが求められます。

5

### 取り組みの検証と改善

- ・ 取り組みに対する検証を行い次の取り組みに生かす

※取り組みを通じて担い手を増やすとともに人材の育成を進めることが重要です

### ■施設などの持続的運営や維持管理における協働■

従来は行政と関連団体しかできなかった施設管理に対して、指定管理者制度<sup>(※6)</sup>が導入されるなど、町民や企業が行政の担ってきた役割の一部を分担できるようになっています。行政サービスとして継続的に行われている事業・施設の管理等についても、運営方法の見直しを行い、協働による運営が適するものは移行していくことが求められます。

(※6) 公の施設の管理運営を、株式会社などの民間事業者等を含め、地方公共団体が指定する法人その他の団体に委ねようとする制度。多様化する町民ニーズに、効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、町民サービスの向上を図るとともに、行政経費の節減等を図ることを目的とする。

### 3. 「多様な主体による協働のまちづくり」を推進するための方向性

---

協働のまちづくりを推進するためには、広く町民等が「協働」や自治・地域活動に関心をもち、また、自治・地域活動を始めやすく、続けやすいものになるように環境を整え、推進していく取り組みが重要です。

次のとおり、協働のまちづくりを推進するための3つの方向性をまとめました。

#### (1) 対話から地域課題を共有し、協働の気運を高める 【みんな】

地域の課題を「自分ごと」として考え、その解決に取り組んでいく個人や団体の活動が協働のまちづくりを支えます。

みんなが「協働」について知り、自治会や地区公民館、地域活動団体等の活動に関心を持ってもらえるように、情報発信・啓発活動などを通して課題を共有し、より協働の気運を高めます。

#### (2) 連携による地域課題の解決に向けた取組を推進する 【みんな】

協働のまちづくり調査事業（令和2年度～令和4年度）や本指針を策定するための「対話の場」を通じて明らかとなった、重点的に推進すべき4つの項目（表1）を取組目標として掲げます。

#### (3) 地域課題の解決に向けた取組を伴走支援する 【行政】

行政は、自治会や地区公民館、地域活動団体等のそれぞれの得意分野における強みを活かした地域課題の解決に向けた活動が持続可能なものとなるようしっかり伴走します。

- ・ 地域の人財育成や活動拠点、中間支援団体<sup>(※7)</sup>等の立ち上げの支援
- ・ 協働に関する相談・調整・情報共有・コーディネート等の支援

---

<sup>(※7)</sup> 本指針において「中間支援団体」とは、協働を推進する上で「多様な主体」同士の活動を支援する組織。

(表1) 重点的に推進すべき4つの項目

<b>取組目標1. 持続可能な地域運営 “楽しいは続くよ、どこまでも”</b>
自主的な財源確保や有償ボランティア等による地域運営の推進 【重点的に推進すべき事項】 <ul style="list-style-type: none"><li>・収益事業の取り組みの推進</li><li>・地域活動拠点における取り組みの拡大推進</li><li>・有償ボランティアの導入推進</li><li>・地域指定ふるさと納税の取り組み推進</li></ul>
<b>取組目標2. 対話と協働による地域づくり “あたま（思考）も体（フットワーク）も柔らかく”</b>
①多様な主体による対等な立場での「対話」を通じた自治・地域活動の協力・連携・協働の推進 ②老若男女問わず、全ての地域住民による自治・地域活動への参画促進 ③地域への「義務」としての関わりから「楽しんで」関わることへの意識の醸成 【重点的に推進すべき事項】 <ul style="list-style-type: none"><li>・集合したり、話し合えたりする場づくりの推進</li><li>・得意分野の知識や資格等を活かし活躍できる場づくりの推進</li><li>・若者や女性の参画機会創出の推進</li><li>・個人や団体等の「やりたい」思いを支援し、実現できる仕組みづくりの推進</li><li>・人と人、人と場所が「つながる」「つなげる」仕組みづくりの推進</li></ul>
<b>取組目標3. 多様な主体が「支え合う」地域社会の実現</b> <b>“YOSANOのあちこちで助けてとつぶやく ～ヒーローは70代～”</b>
「支える」ではなく、多様な主体がお互いを「支え合う」地域活動の推進 【重点的に推進すべき事項】 <ul style="list-style-type: none"><li>・地域ぐるみの高齢者等の生活支援や子育て支援などの「支え合い」活動の推進</li></ul>
<b>取組目標4. デジタルの活用 “思いを飛ばそうデジタル化”</b>
デジタルの活用による地域活動の柔軟性の向上と効率化の推進 【重点的に推進すべき事項】 <ul style="list-style-type: none"><li>・SNSやWEBミーティング等を活用した会議や対話、交流機会創出の推進</li><li>・スマートフォンを活用した情報発信、情報共有の推進</li><li>・デジタルを活用した地域の課題解決の推進</li></ul>

## 4. 「協働のまちづくり指針」の見直しについて

---

地域課題は、現在直面している課題のほか、10年後、20年後の地域を見据えて新たな取り組みを開始しなければならないものなど多種多様であり、様々な社会環境の変化とともに地域の課題も変化していきます。

社会環境の変化に対応するため本指針の点検を行い、対話を通じた指針の見直しを必要に応じて行うこととします。

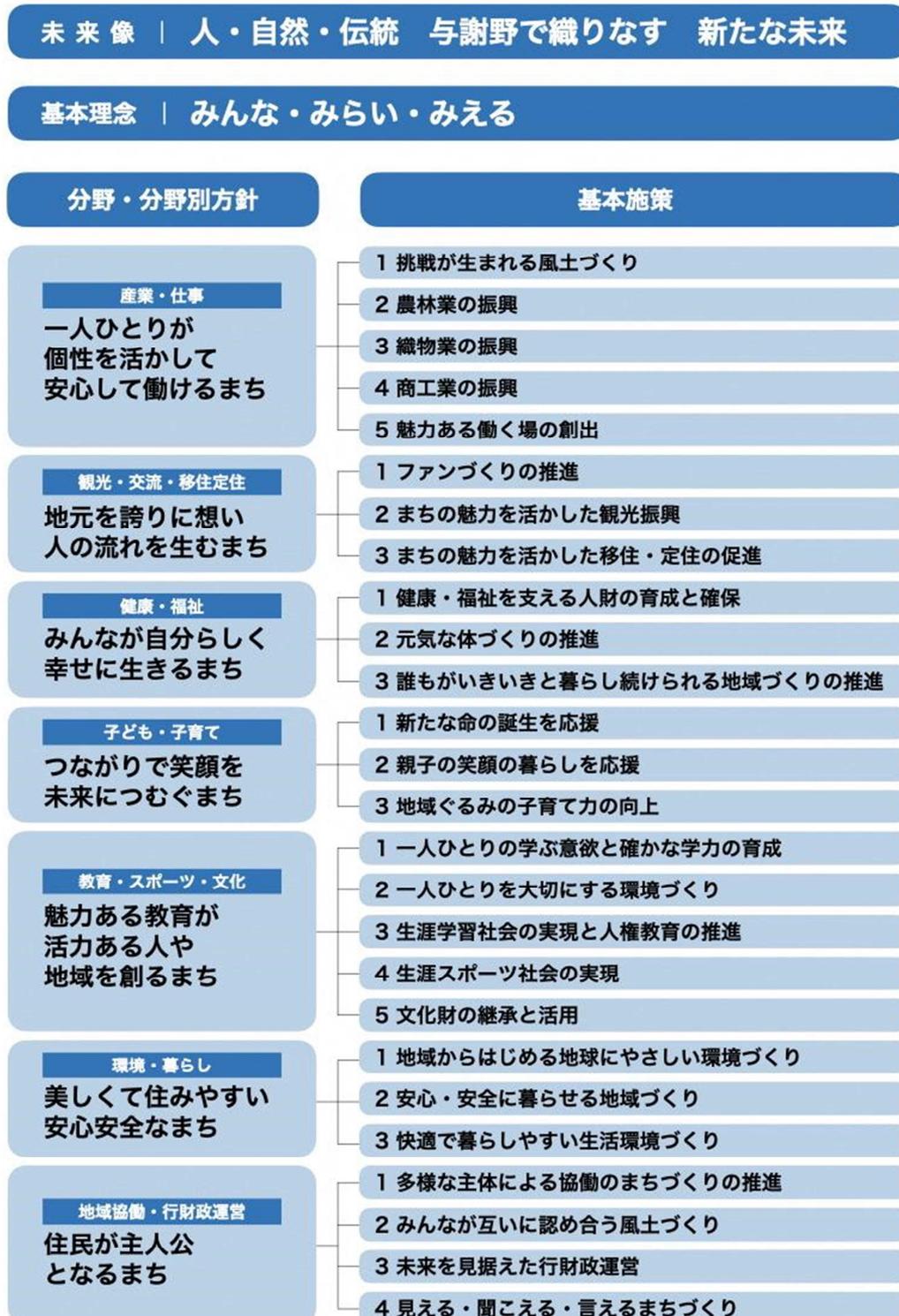


## 【参考資料】

### 第2次与謝野町総合計画後期基本計画 体系図

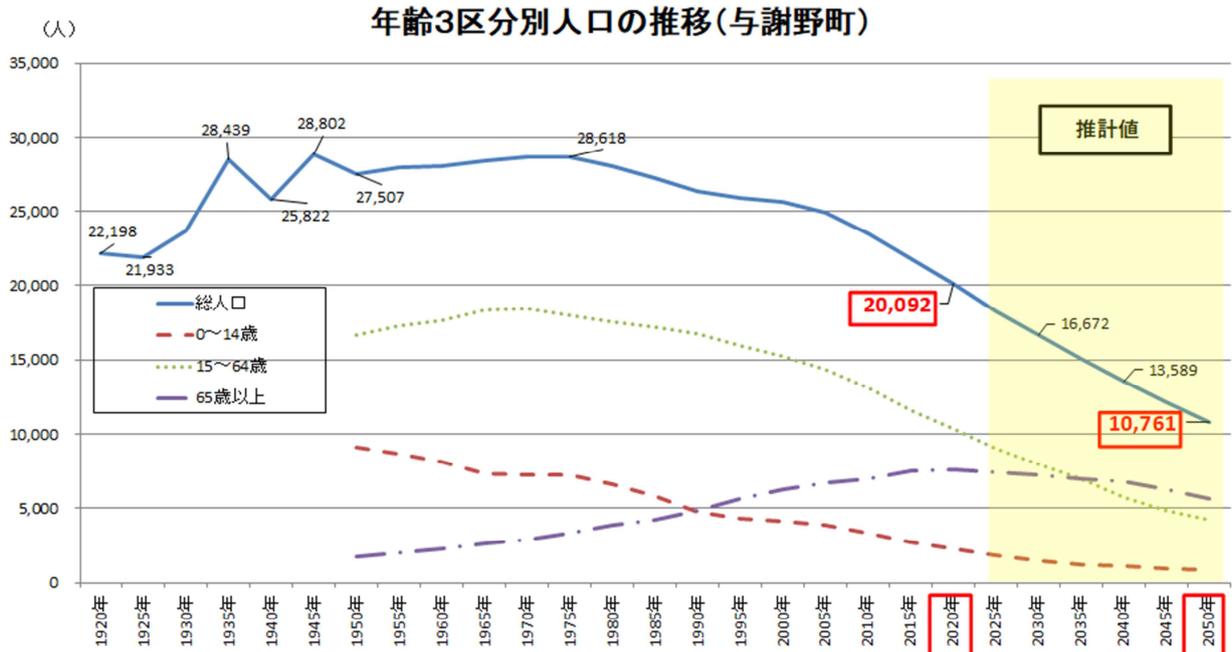
未来像を実現するため、7分野を柱とし26の基本秘策を掲げて展開しています。

■計画期間：令和5年度（2023年度）～令和8年度（2026年度）



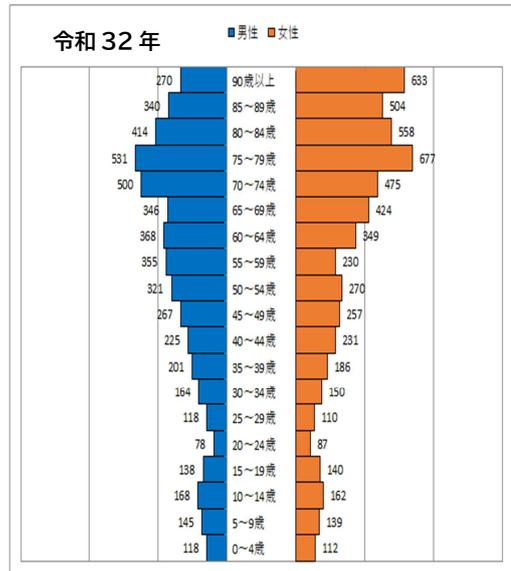
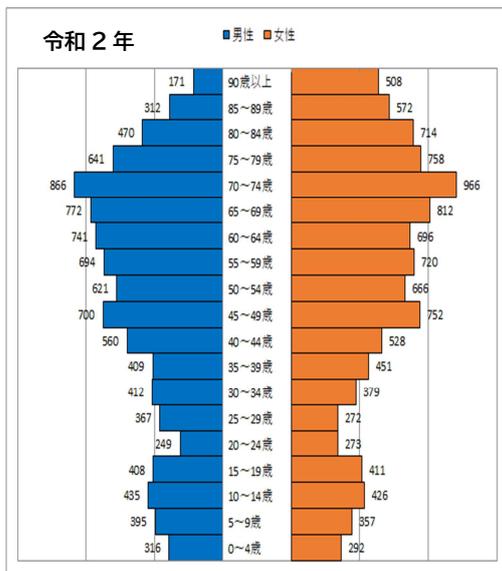
# 与謝野町の現状

## ■人口の推移



	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年
総人口	20,092	18,278	16,672	15,101	13,589	12,146	10,761
0~14歳	2,221	1,783	1,448	1,203	1,084	968	844
15~64歳	10,309	9,039	7,952	6,951	5,740	4,875	4,245
65歳以上	7,562	7,456	7,272	6,947	6,765	6,303	5,672
高齢化率	37.6%	40.8%	43.6%	46.0%	49.8%	51.9%	52.7%

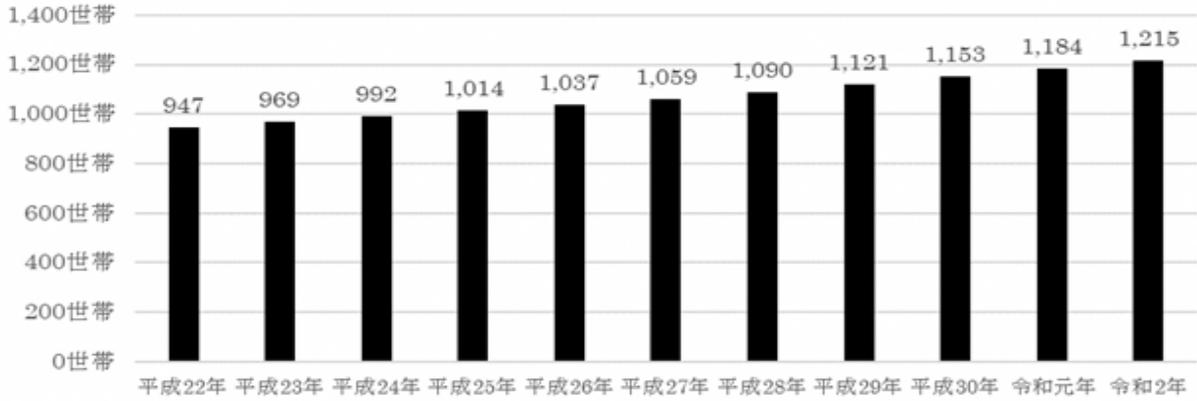
令和2(2020)年国勢調査を基にした将来推計人口(令和5(2023)年推計)によると、令和22(2040)年には人口の約半数を65歳以上が占める限界集落になり、令和32(2050)年には人口が半減する推計値となっています。



高齢独居世帯も増加傾向にあります。

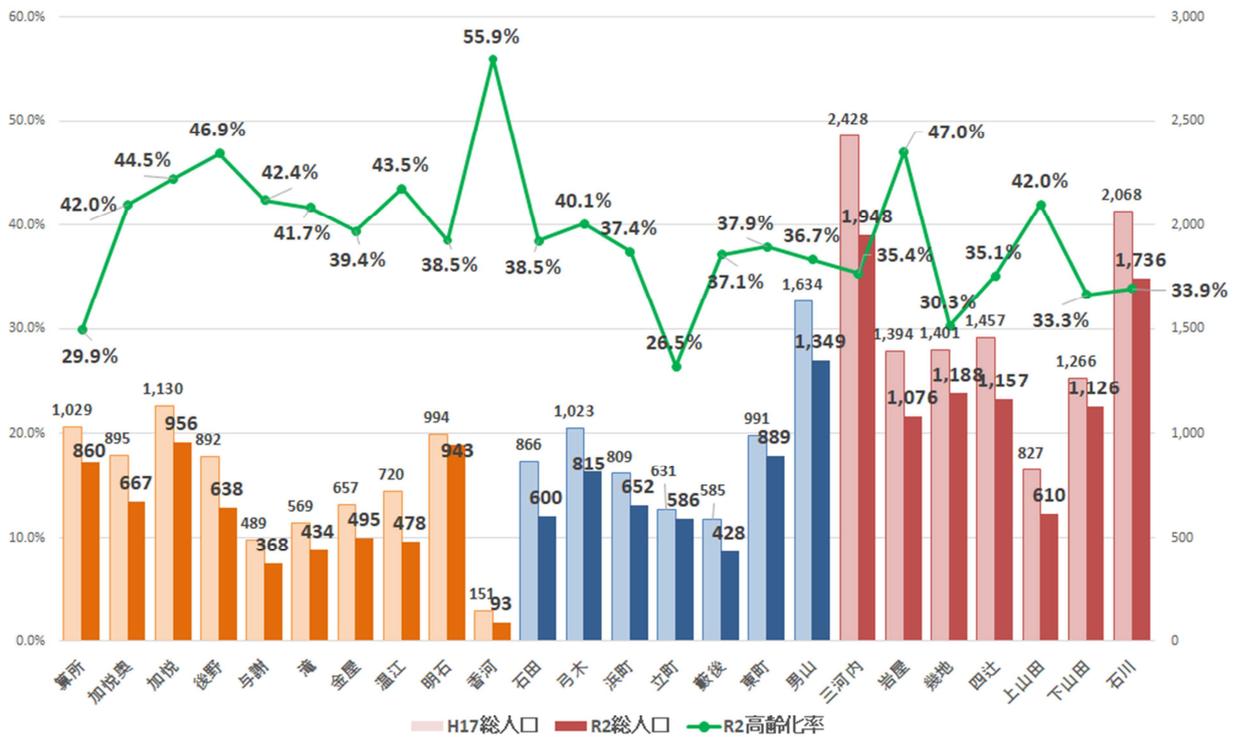
資料:国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所(令和5年推計)

## 高齢独居世帯数の推移



資料：平成22年、27年、令和2年は国勢調査（各年10月1日）、そのほかの年は国の推計

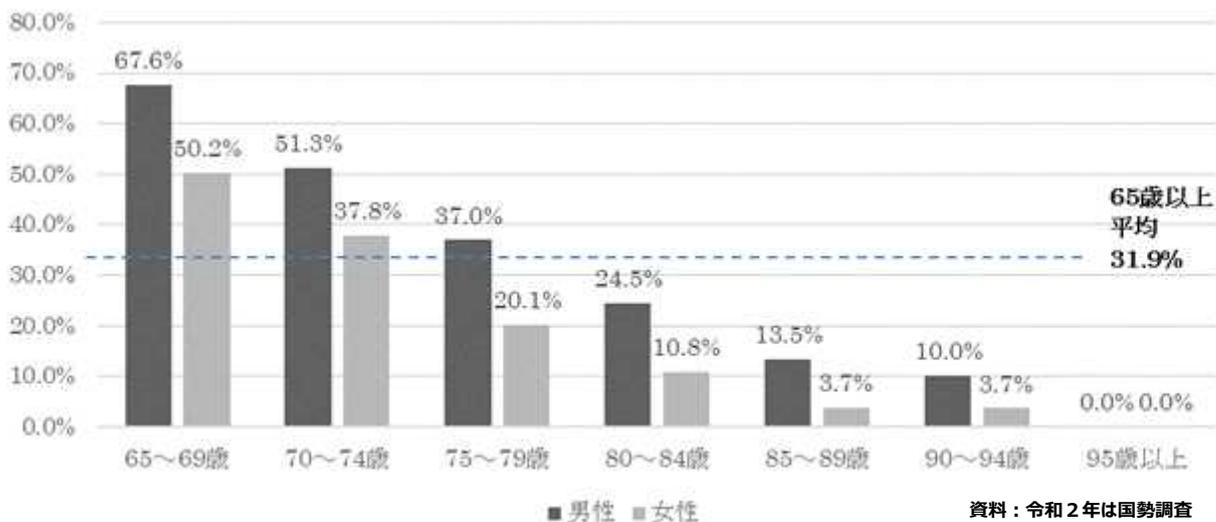
## 地区別人口と高齢化率



資料：平成17年国勢調査及び令和2年国勢調査

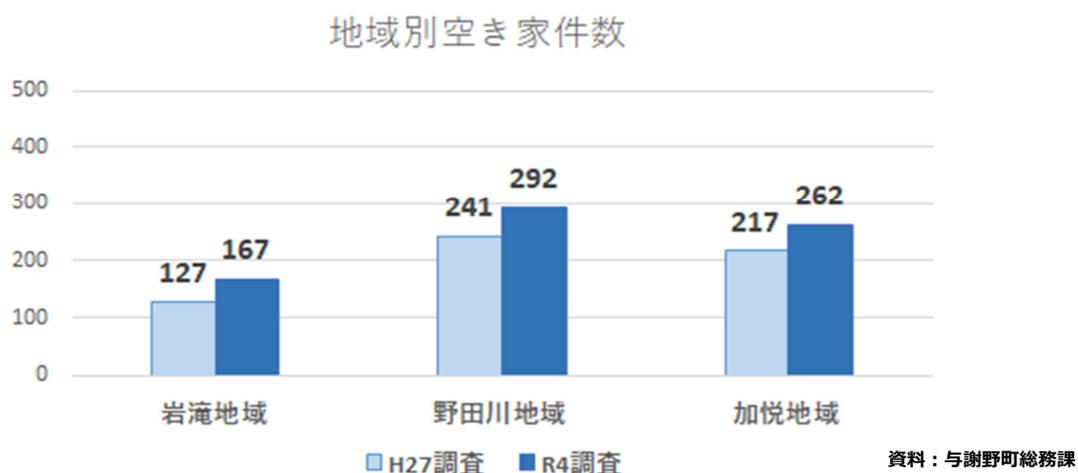
地域別に高齢化率をみると、加悦地域は42.5%、岩滝地域は36.3%、野田川地域は36.7%と、いずれも高齢化が進んでいます。

## ■高齢者の就業状況



本町の65歳以上の就業率は、令和2年時点で65歳以上の平均が31.9%（平成27年30.7%）となっており、全国平均（24.7%）を上回る水準です。働き方の多様化や定年延長などの社会情勢の変化も影響していると思われます。

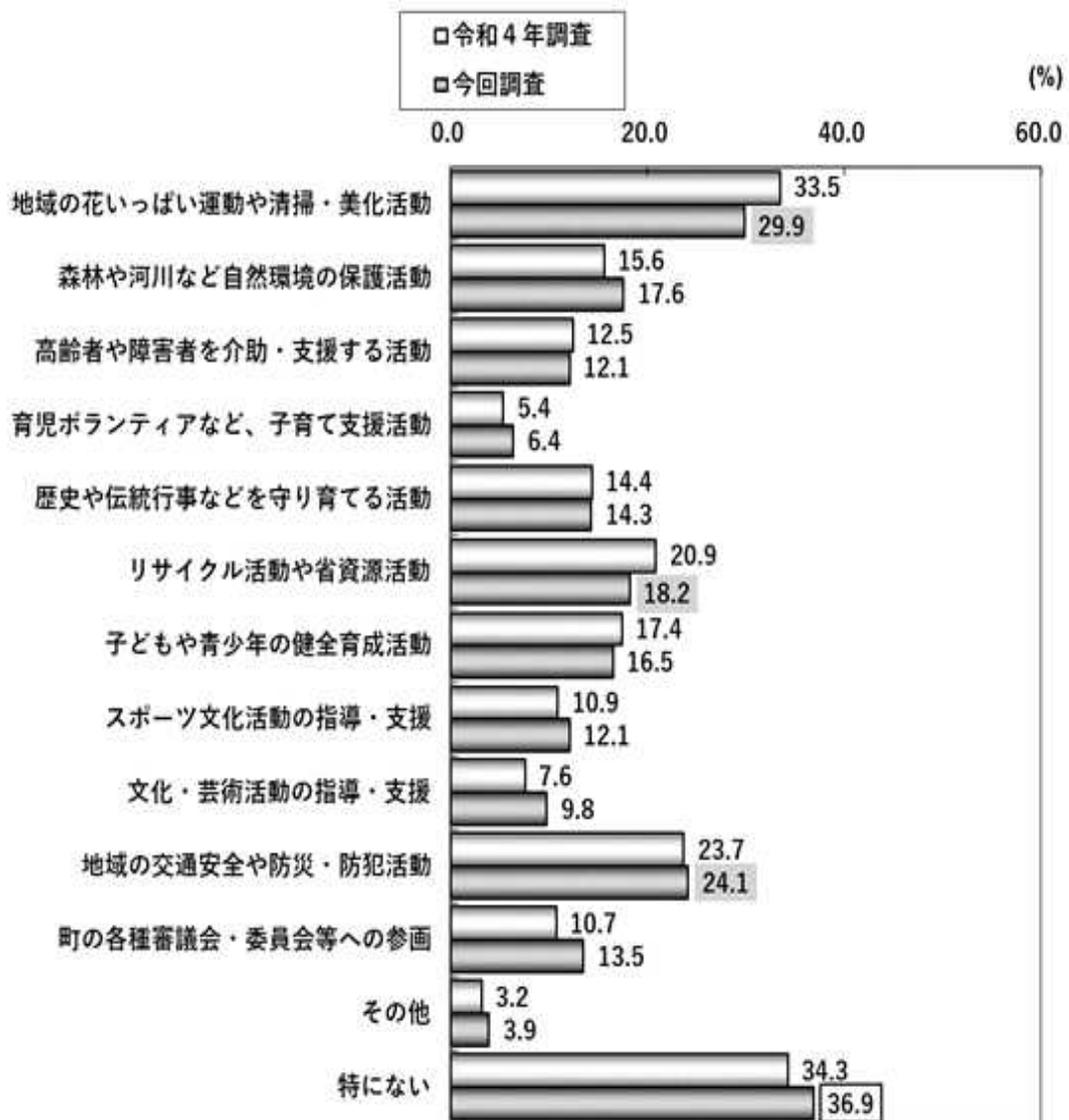
## ■空き家の状況について



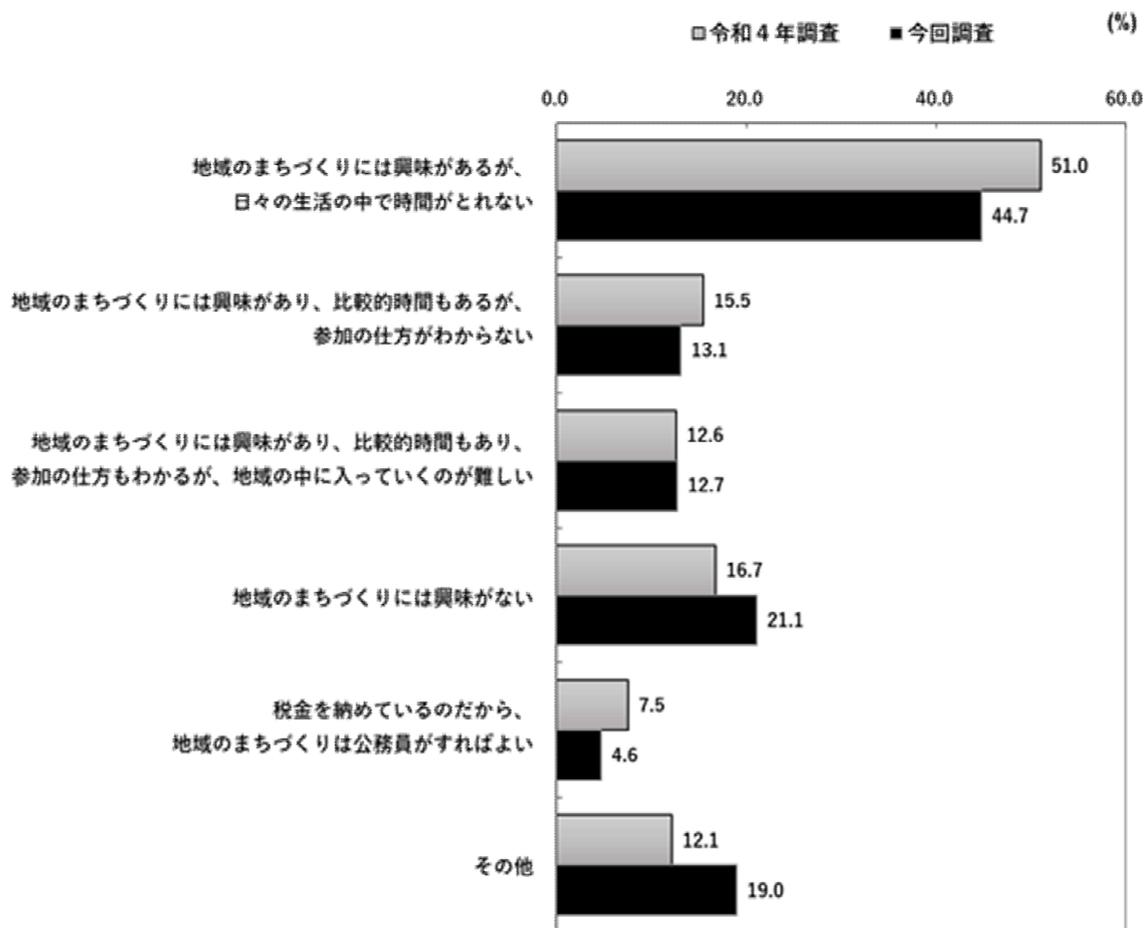
本町独自で行った空き家調査では、いずれの地域も増加しており、今後も増えることが予想されます。

## ■まちづくりへの町民参画の現状（令和5年度まちづくりアンケート）

「これまで、どのような活動に参加したことがあるか」については、「清掃・美化活動」が最も多く、次いで「防災・防犯活動」「リサイクル活動や省資源活動」が続いており、自治組織や学校 PTA、地域活動団体等との協力・連携・協働の成果と言えます。



他方、まちづくり参加について「特にない」と回答した割合は 36.9% となっており、その理由についての回答は次のとおりです。



地域のまちづくりに興味はあるものの、「時間が取れない」「参加の仕方が分からない」「地域の中に入っていくのが難しい」と回答された方は70.5%と高く、地域づくりに関心のある方への声かけや参加につながる工夫・手法の検討が重要であると言えます。

**多様な主体による協働のまちづくり推進指針**

～対話と協働で支え合う地域を目指して～

発 行 令和 6 年〇月

発行者 与謝野町

編 集 与謝野町 企画財政課

住 所 〒629-2292

京都府与謝郡与謝野町字岩滝 1798 番地 1

TEL : 0772-43-9015 FAX : 0772-46-2851